

令和8年度公共事業再評価について

1. 評価範囲、評価基準

県が事業主体である公共事業のうち、5年度以内に未着工の事業、事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれない事業、前回評価から5年度以内に未完了の事業、5年度以内に未着手の事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る）、社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業について、事業の経費の縮減、事業の経費に対する効果の比率が適正であること等を基準として、事業継続の妥当性の再検討を行う。

※災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除く。

※休止中の事業については、事業を再開する場合に公共事業再評価を行う。

※評価範囲と評価基準は5つずつ設けられている。

2. 評価原案について

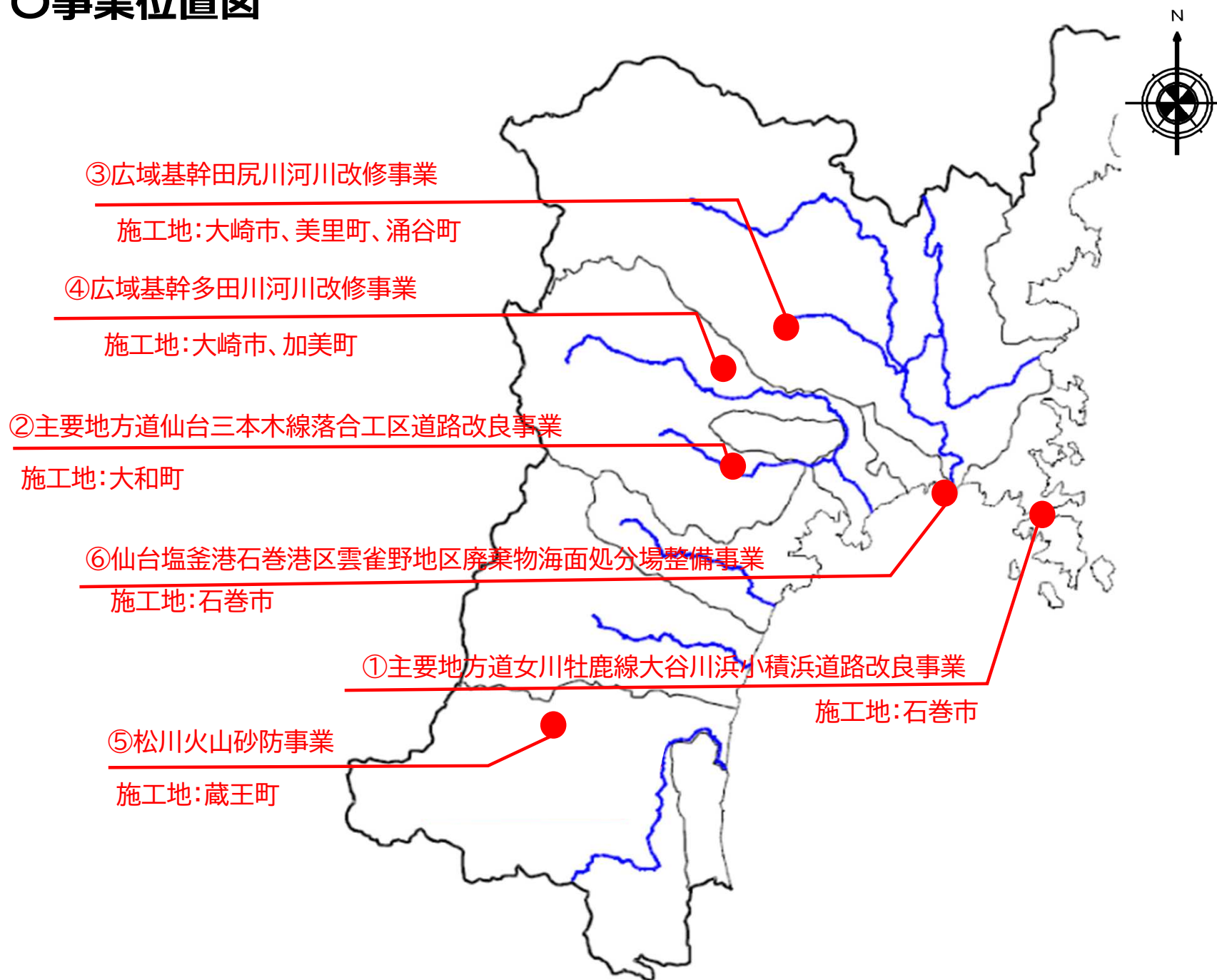
部局名	N O	事業名	施工箇所	採択年度	完成予定年度	再評価対象区分	事業費(億円)	費用便益比(B/C)	対応方針
土木部	①	主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業	石巻市	H29	R9	再評価	76.8	1.04	事業継続
	②	主要地方道仙台三本木線落合工区道路改良事業	大和町	R4	R11	再評価	22.9	3.57	事業継続
	③	広域基幹田尻川河川改修事業	大崎市美里町 涌谷町	S43	R40	再々評価 (前回評価：H20)	287.4	3.47	事業継続
	④	広域基幹多田川河川改修事業	大崎市加美町	H4	R40	再々評価 (前回評価：H18)	319.7	15.39	事業継続
	⑤	松川火山砂防事業	蔵王町	H15	R10	再評価	130.2	1.85	事業継続
	⑥	仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区 廃棄物海面処分場整備事業	石巻市	R4	R19	再評価	65.8	5.10	事業継続

3. 今後のスケジュール

時期	内容
R8. 7月下旬	行政評価委員会への諮問、再評価調書公表、パブリックコメントの実施
R8. 8月下旬～R8. 11月中旬	第1回～第3回公共事業評価部会での審議
R8. 12月	答申
R9. 1月下旬～R9. 2月上旬	評価書及び反映状況の決定
R9. 2月上旬	評価結果・評価結果反映状況を2月定例議会へ報告

令和8年度公共事業再評価について

○事業位置図



令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書①の概要

・事業名

主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業

・事業目的

主要地方道女川牡鹿線は、宮城県牡鹿郡女川町女川浜の一般国道398号を起点とし、石巻市大原浜に至る全長26kmの幹線道路であり、第三次緊急輸送道路に指定されている道路である。当該区間は、強靱で信頼性の高い、災害に強い防災道路ネットワークの構築を図るため、牡鹿半島の主要地方道石巻鮎川線と女川牡鹿線を東西に接続する道路改良を実施するもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
平成29年度	新規事業着手
令和2年度	用地買収着手
令和4年度	工事着手
令和8年度	事業再評価実施

※今回の再評価の理由は、事業着手年度(平成29年度)から起算して10年度(令和8年度)以内に完了が見込まれないため

・事業内容

(主)女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業	採択時 (H29年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
延長	L=1.84km	L=1.84km	—
計画幅員	W=6.0(8.5) m	W=6.0(8.5) m	—
規模	3種3級(2車線)	3種3級(2車線)	—
設計速度	50km/h	50km/h	—

・事業期間

平成29年度～ 令和9年度(採択時から+2年)

(事業期間延伸理由)

用地交渉及びトンネル部の施工に時間を要したため

・進捗率

86.5%(令和7年度末時点)

・事業費

(採択時) 約52.0億円 ⇒ (今回) 約76.8億円 (+約24.8億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)
物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇等に伴う増額【約20.3億円の増】
(計画内容の変更)
現場条件の変更に伴う増額【約4.5億円の増】

・費用対効果

費用便益比(B/C):(採択時) なし ⇒ (今回) 1.04

※事業着手時の前年度に行う事業箇所評価は震災以降休止していたため、事業着手時のB/Cは算出していない。

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

① 主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業

社会的要因の変化【物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇等に伴う増額】 +20.3億円

事業採択時からの物価上昇や働き方改革にかかる諸経費率上昇等により、事業費が増額したものの。

○物価上昇(労務や資機材等の単価上昇)による増

+16.2億円

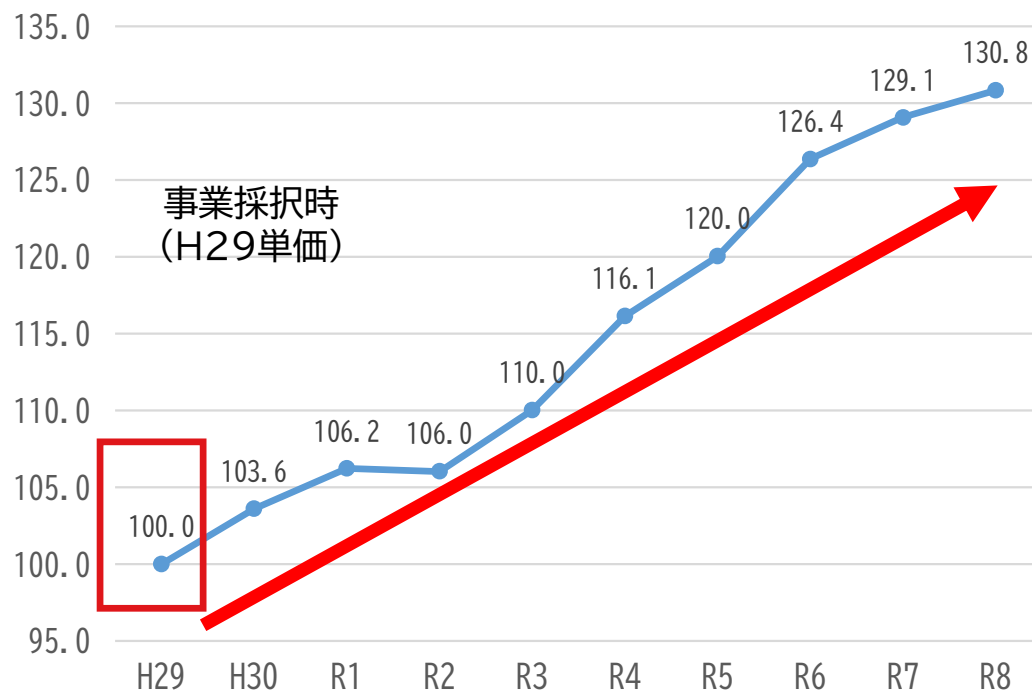
○消費税率の改定による増

+1.4億円

【参考】建設工事デフレーター推移グラフ(平成29年～)

※事業採択時(H29単価)を100として算出

H29基準デフレーター



○働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増

+2.7億円

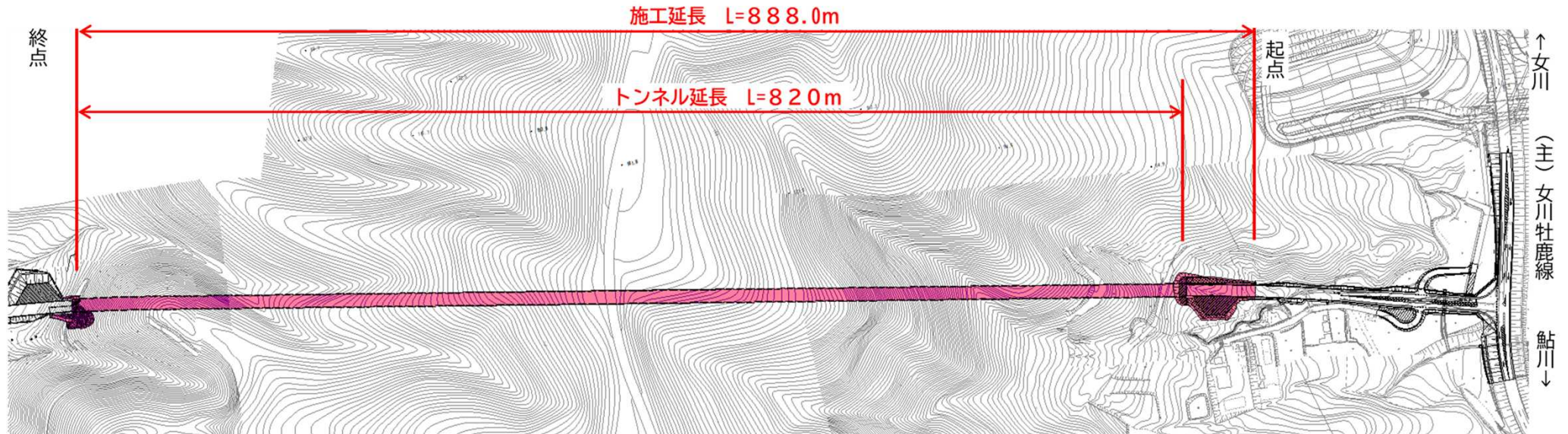
宮城県において、建設産業の若手技術者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっていることから、建設現場では、週休2日の確保を行うことによる就労環境の改善を図るため、令和6年度から“工期全休の週休2日”が標準化されたことに伴い、諸経費率が増えたものの。

令和8年度公共事業再評価について

① 主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業

計画内容の変更【現場条件の変更に伴う増額】 +4.5億円

地山の状態が、当初想定していた状態よりも脆弱な箇所が多く、追加の地山補強対策のため、支保構造を変更したことから、工事費が増額となるもの。

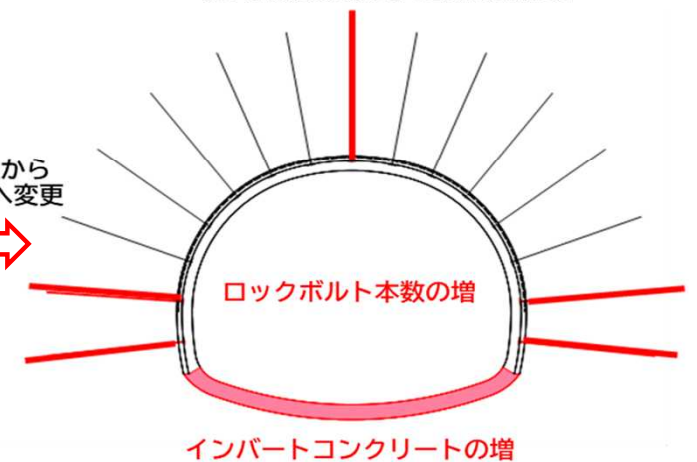
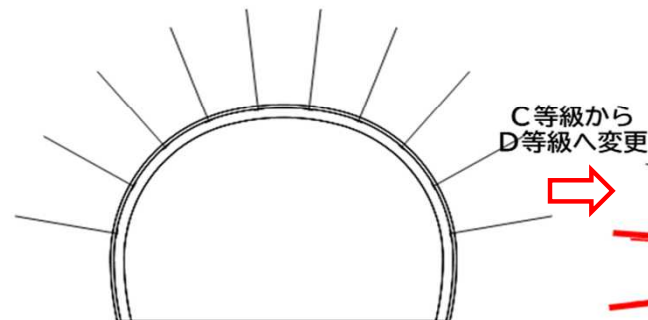
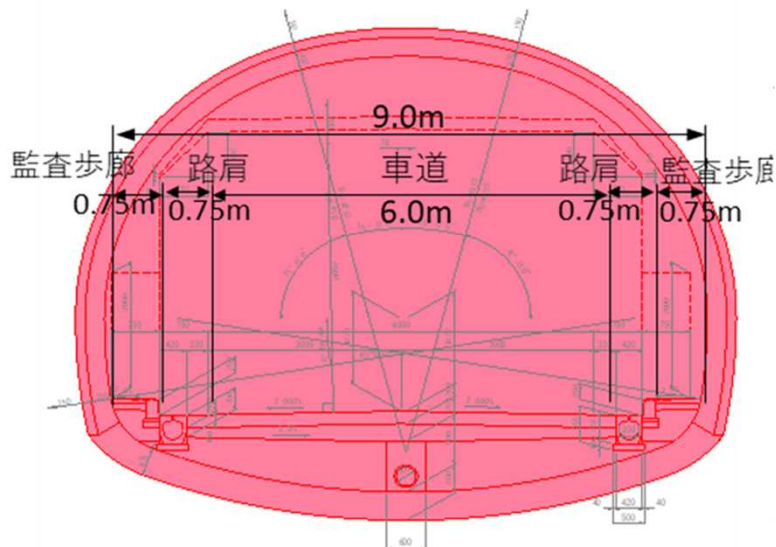


<<トンネル断面図>>

岩盤に細かい割れ目が多く確認されるなど、地山の状態が脆弱な箇所が多かった
→より地山を補強する支保構造の延長が増加した

【C等級支保構造】延長約300m減

【D等級支保構造】延長約300m増



令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書②の概要

・事業名

主要地方道仙台三本木線落合工区道路改良事業

・事業目的

主要地方道仙台三本木線は、仙台市泉区を起点とし、大崎市三本木に至る全長21kmの幹線道路であり、第二次緊急輸送道路に指定されている道路である。当該区間は、現在片側1車線区間となっており、輸送車両の集中により交通混雑が発生していることから、交通混雑の緩和及び物流効率化による地域経済支援を目的として、4車線整備を行うもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
令和4年度	新規事業着手
令和5年度	用地買収着手
令和6年度	工事着手
令和8年度	事業再評価実施

※今回の再評価の理由は、事業着手年度(令和4年度)から起算して5年度(令和8年度)以内に完了が見込まれないため行うもの。(国土交通省の国庫補助事業のため、国土交通省が定める期間(5年)に準拠)

・事業内容

(主)仙台三本木線落合工区道路改良事業	採択時 (R4年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
延長	L=1.5km	L=1.5km	－
計画幅員	W=13.0(21.0) m	W=13.0(21.0) m	－
規模	4種1級(4車線)	4種1級(4車線)	－
設計速度	60km/h	60km/h	－

・事業期間

令和4年度～ 令和11年度(採択時から変更なし)

・進捗率

30.6%(令和7年度末時点)

・事業費

(採択時) 約20.0億円 ⇒ (今回) 約22.9億円 (+約2.9億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)
物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額
【約2.9億円の増】

・費用対効果

費用便益比(B/C):(採択時) 4.4 ⇒ (今回) 3.57

※採択要件として、国土交通省が行う新規事業採択事業評価を受けているため、採択時に費用便益比(B/C)を算出している。

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

② 主要地方道仙台三本木線落合工区道路改良事業

社会的要因の変化【物価変動や働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増額】 + 2.9億円

事業採択時からの物価上昇や働き方改革にかかる諸経費率上昇により、事業費が増額したもの。

○物価上昇(労務や資機材等の単価上昇)による増

+2.2億円

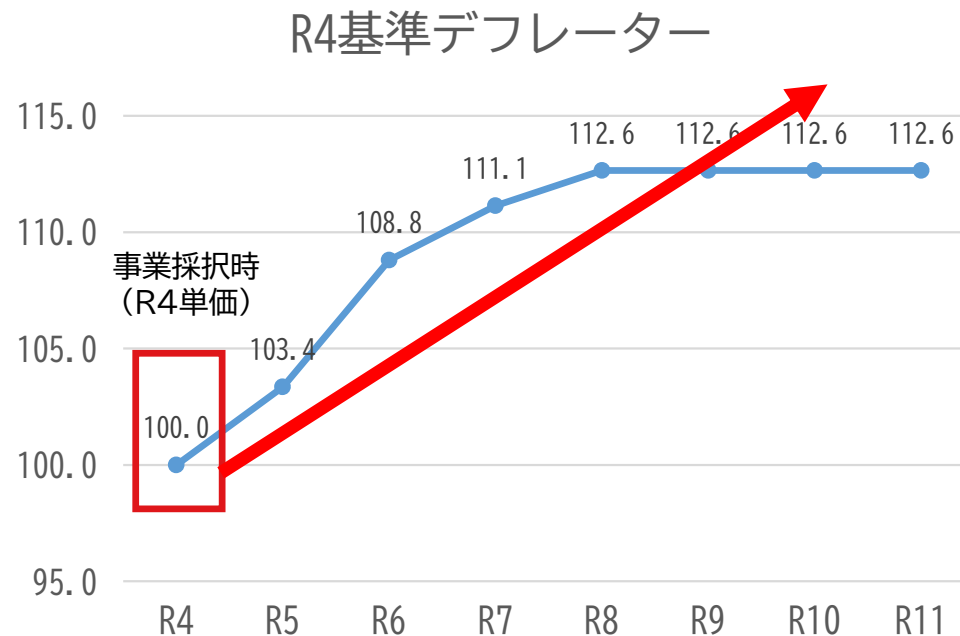
○働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増

+0.7億円

【参考】建設工事デフレーター推移グラフ(R4年～)

※事業採択時(R4単価)を100として算出

宮城県において、建設産業の若手技術者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっていることから、建設現場では、週休2日の確保を行うことによる就労環境の改善を図るため、令和6年度から“工期全休の週休2日”が標準化されたことに伴い、諸経費率が増えたもの。



※R9以降は建設工事デフレーターがないため、R8年度から変化がないと想定している

令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書③の概要

・事業名

広域基幹田尻川河川改修事業

・事業目的

田尻川の河川改修は、本川の河道改修とともに上流部の化女沼ダムにより山地からの流出及び下流部江合川本川の水位上昇による排水不良等を解消し、沿川の氾濫を防止するものである。また、支川である佐賀川・百々川・美女川についても支川流域内の流出量进行处理し、田尻川本川の背水の影響を解消して、沿川の氾濫を防止するもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
昭和43年度	新規事業採択、工事着手
平成10年度	事業再評価実施
平成15年度	事業再々評価実施
平成20年度	事業再々評価実施
平成21年度	北上川水系江合川(1)圏域河川整備計画策定
平成23年度	東日本大震災※
令和8年度	事業再々評価実施

※今回の再評価の理由は、再評価実施の翌年度(平成21年度)から起算して5年度(平成25年度)以内に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響によりH23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止していたため、本年度での評価となるもの。

・事業内容

田尻川河川改修事業	前回評価時 (H20年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
河川改修延長	L=30,699m	L=30,699m	—
築堤	909,000㎡	909,000㎡	—
掘削	938,000㎡	938,000㎡	—
護岸	400,000㎡	400,000㎡	—
その他	樋門 樋管等	樋門 樋管等	—

・事業期間

昭和43年度～ **令和40年度**(前回評価時から+20年)

(事業期間延伸理由)

年間投資額の見直し及び未買収用地の交渉に時間を要するため令和40年度まで延伸するもの。

・進捗率

37.6%(令和7年度末時点)

・事業費

(前回) 約230.4億円 ⇒ **(今回) 約287.4億円** (+約57.0億円)

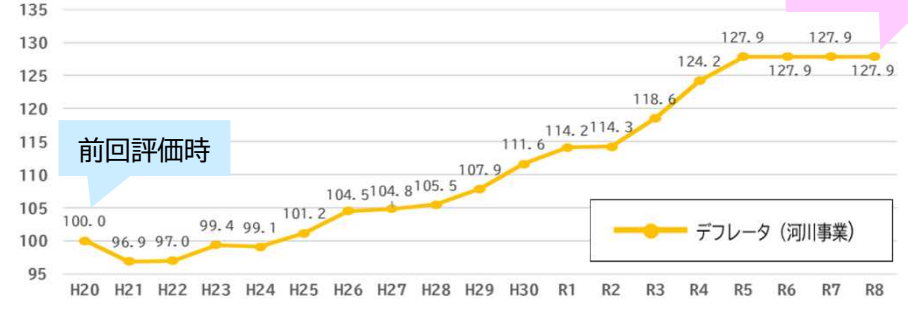
・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約48.0億円の増】

働き方改革に掛かる諸経費率上昇に伴う増額【約9.0億円の増】

労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



・費用対効果

費用便益比(B/C):(前回) 1.49 ⇒ **(今回) 3.47**

(変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更
氾濫解析の地形データ精度向上

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書④の概要

・事業名

広域基幹多田川河川改修事業

・事業目的

多田川及び各支川は、下流が災害復旧や水害予防組合等の施工により築堤がなされてきた他、上流は局部的な改良がなされてきた。しかし、昭和61年の水害を初めとし、これまでに浸水被害が頻発しており早急な河川改修が求められている。このため、堤防等を整備することにより、同地区の洪水被害の軽減を図るもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
平成4年度	新規事業採択、工事着手
平成13年度	事業再評価実施
平成18年度	事業再々評価実施
平成23年度	東日本大震災※
令和5年度	鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画(第2回変更)
令和8年度	事業再々評価実施

※今回の再評価の理由は、再評価実施の翌年度(平成19年度)から起算して5年度(平成23年度)以内に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響によりH23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止していたため、本年度での評価となるもの。

・事業内容

多田川河川改修事業	前回評価時 (H18年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
河川改修延長	L=33,900m	L=33,900m	—
築堤	776,400m ³	776,400m ³	—
掘削	753,600m ³	753,600m ³	—
その他	橋梁70橋、 樋管84基等	橋梁70橋、 樋管84基等	—

・事業期間

平成4年度～ **令和40年度** (前回評価時から+20年)

(事業期間延伸理由)

年間投資額の見直し及び樋門・樋管等の統廃合に係る関係機関との調整に時間を要するため令和40年度まで延伸するもの。

・進捗率

61.1%(令和7年度末時点)

・事業費

(前回) 約245.0億円 ⇒ **(今回) 約319.7億円** (+約74.7億円)

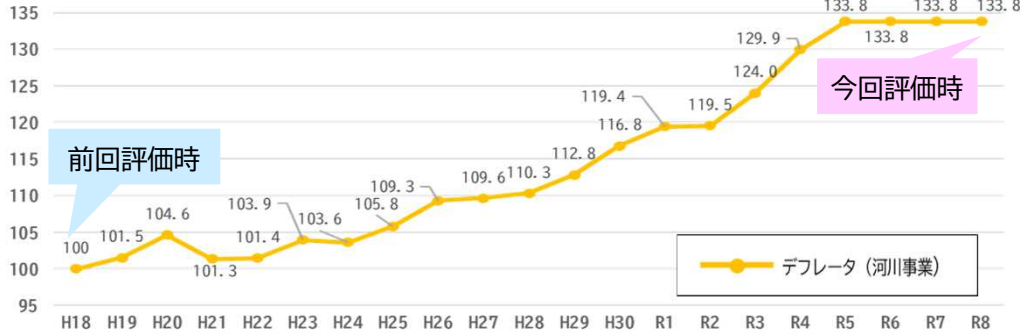
・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約68.7億円の増】

働き方改革に掛かる諸経費率上昇に伴う増額【約6.0億円の増】

労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



・費用対効果

費用便益比(B/C):(前回) 4.44 ⇒ **(今回) 15.39**

(変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更
氾濫解析の地形データ精度向上

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書⑤の概要

・事業名

松川火山砂防事業

・事業目的

松川は刈田郡蔵王町に位置し、流域内には多数の人家及び蔵王高校、県道、橋梁等の保全対象が多数存在する。上流域には蔵王火山の火山噴出物が多く堆積しているため、洪水時には上流域からの火山性堆積物が河道を閉塞させ、著しい氾濫被害が生じる可能性がある。
本事業において溪流保全工を整備し、流域内の生産土砂の発生抑制を図り、安定した河道を確保することにより、流域内の保全対象を土砂災害から保全するものである。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
平成15年度	新規事業着手
平成17年度	用地買収着手
平成15年度	工事着手
令和8年度	事業再評価実施

※今回の再評価の理由は、事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響によりH23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止していたため、本年度での評価となるもの。

・事業内容

松川火山砂防事業	採択時 (H15年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
床固工	20基	22基	+2基
帯工	21基	14基	▲7基
護岸工	L=8,530m	L=8,519m	▲11m

・事業期間

平成15年度～令和10年度(採択時から+7年)

(事業期間延伸理由)

現場条件変更に伴う作業量の見直しや施設数の見直しによる詳細設計の追加により時間を要したため。

・進捗率

81.9%(令和7年度末時点)

・事業費

(採択時) 約79.9億円 ⇒ (今回) 約130.2億円 (+約50.3億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

物価変動や消費税率改定に伴う増【34.2億円の増】

(計画内容の変更)

現場条件の変更に伴う増【16.1億円の増】

・費用対効果

費用便益比(B/C):(採択時) なし ⇒ (今回) 1.85

※着手時と評価時の基準は異なり、比較が困難なため記載を省略。

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

⑤ 松川火山砂防事業

社会的要因の変化【物価変動や消費税率改定などに伴う増額】 +34.2億円
事業採択時からの物価上昇や消費税率改定等により、事業費が増額したもの。

○物価上昇(労務や資機材等の単価上昇)による増

+22.5億円

○消費税率の改定による増

+5.3億円

【参考】建設工事デフレーター推移グラフ(平成15年～)

※事業採択時(H15単価)を100として算出



事業採択時(平成15年)は消費税率が5%であったが、段階的に消費税率が10%まで引き上げられたことにより増額となった。

○間接工事費の補正に伴う増

+6.0億円

平成26年2月3日以降、東日本大震災の被災県内で実施する工事について、間接工事費の積算にあたり共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることにより、増額となった。

○働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増

+0.4億円

宮城県において、建設産業の若手技術者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっていることから、建設現場では、週休2日の確保を行うことによる就労環境の改善を図るため、令和6年度から“工期全休の週休2日”が標準化されたことに伴い、諸経費率が増えたもの。

令和8年度公共事業再評価について

⑤ 松川火山砂防事業

計画内容の変更【現場条件の変更に伴う増額】 +16.1億円 +7年事業延伸

河道掘削土の中に、岩・玉石が当初想定していた量よりも混入していたことから、搬出可能な大きさに小割（転石破碎）するための事業費の増加及び工期の延伸が必要となったもの。

発生土の搬出先として、近隣市町の他事業用地まで搬出していたが、当該箇所が令和2年度に受入可能量に達してしまったことから、令和3年度からは、有償処分先への搬出へ変更が生じたもの。

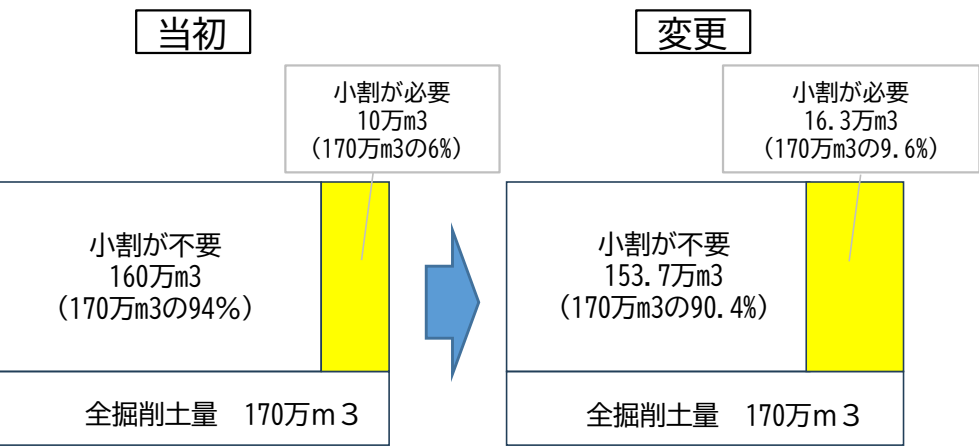
その他に、現地測量を踏まえた計画縦断勾配の再精査により、整備施設数に変更が生じたことから、詳細設計などを新たに実施する必要が生じたもの。

①小割(転石破碎)数量の増(+4.4億円)

(当初)
当初の想定では、全掘削土量170万³mの6%にあたる10万³mの岩・玉石について、小割したうえで場外搬出を予定。

(結果)
岩・玉石の数量が当初想定していた数量を上回り、全掘削土量170万³mの9.6%にあたる16万³mになることが確認されたため、小割かかる費用を増額する必要が生じた。

【小割(転石破碎)費用】
 $7\text{千円/m}^3 \times (16.3\text{万m}^3 - 10\text{万m}^3) = 4.4\text{億円の増}$



②発生土処分費の増(+9.7億円)

(全掘削量170万³mのうち場内利用分が82万³m、場外搬出が88万³m)

	全体	H15～R2まで (L=7.5km)	R3～R10まで (L=40km)
場外搬出 土砂量内訳	88万 ³ m	73万 ³ m	15万 ³ m

	当初	変更
運搬距離 (km)	7.5	40.0
運搬単価 (円/m ³)	2,500	8,000
処分費の有無	無	有
処分費単価(円/m ³)	—	1,000

【発生土処分費用】
 $15\text{万m}^3 \times (9\text{千円/m}^3 - 2.5\text{千円/m}^3) = 9.7\text{億円の増}$

③整備施設数の見直しによる詳細設計の増(+2.0億円)

現地測量の結果、計画縦断勾配の再精査により、整備施設数の変更が生じたため、新たに詳細設計を実施する必要が生じた。

④事業期間の延伸

上記理由により、作業効率が低下したため、事業期間の延伸が必要となった。

	事業採択時	再評価時(R8)
完了予定年度	H33 (R3) 完了	R10完了

令和8年度公共事業再評価について

○再評価調書⑥の概要

・事業名

仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区廃棄物海面処分場整備事業

・事業目的

仙台塩釜港石巻港区は、広域基幹産業拠点港として重要な役割を担っている。
その中でも航路泊地(-13m)においては、東日本大震災後に津波堆積物を除去し、必要水深(-13m)を確保したが、その後潮流等の影響により、再び必要水深が不足し、利用船舶の潮待ちや貨物量調整により経済的損失が発生している。
現在解消に向け、国の事業により浚渫工事を実施しているが、令和11年には浚渫土砂の処分地が不足することから、新たな処分地として廃棄物海面処分場整備を行うもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

年度	経緯
令和4年度	事業着手、詳細設計実施
令和5年度	工事着手
令和8年度	事業再評価実施

※今回の再評価の理由は、事業着手年度(令和4年度)から起算して5年度(令和8年度)以内に完了が見込まれないため行うもの。
(国土交通省の国庫補助事業のため、国土交通省が定める期間(5年)に準拠)

・事業内容

廃棄物海面処分場整備事業	採択時 (R4年度)	今回評価時 (R8年度)	増減等
護岸延長	L=768m	L=768m	—
処理面積	A=9.7ha	A=9.7ha	—
処分量	V=106万m ³	V=120万m ³	+14万m ³

・事業期間

令和4年度～ **令和19年度** (採択時から+10年)

(事業期間延伸理由)

関係機関協議及び施工計画の変更によるもの

・進捗率

19.6%(令和7年度末時点)

・事業費

(前回) 約33.9億円 ⇒ **(今回) 約65.8億円** (+約31.9億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

➢ 労務・物価上昇に伴う増額【約7.0億円の増】

(計画内容の変更)

➢ 現場条件の変更に伴う増額【約16.4億円の増額】
(施工方法の変更、傾斜堤断面の変更、既設構造物撤去の追加)

➢ 関係機関協議に伴う増額【約8.5億円の増額】
(使用材料の変更)

・費用対効果

費用便益比(B/C):(採択時) 9.3 ⇒ **(今回) 5.1**

※採択要件として、国土交通省が行う新規事業採択事業評価を受けているため、採択時に費用便益比(B/C)を算出している。

(変動要因)

➢ 事業採択時と比較し、総費用が大幅に増加したため、費用便益比が減少した。

・対応方針(案)

事業継続

令和8年度公共事業再評価について

社会的要因の変化【労務単価・物価上昇に伴う増額】 +7.0億円

建設工事デフレーター推移グラフ (R2~R7)
※R3の新規事業評価時 (R2単価) を100%として算出

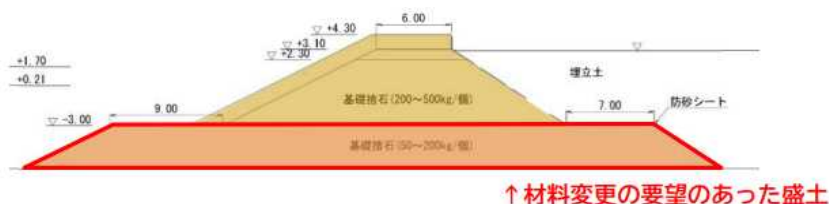


デフレーター上昇(R2~R7)の背景
・軽油、鋼製品などの資材価格が急騰
・円安で輸入資材価格が上昇。
・週休2日導入、人材不足などにより労務費も上昇。

計画内容の変更【関係機関協議に伴う増額】 +8.5億円

○傾斜断面の使用材料の変更

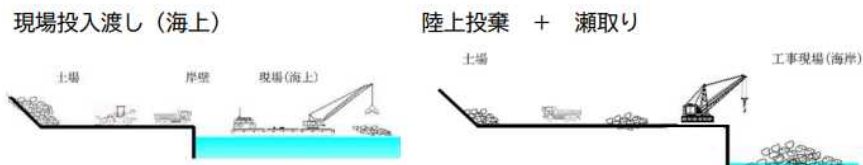
当初は、公共工事からの建設発生土を再利用し、コスト縮減を図る計画だったが、建設発生土の土質を確認したところ、盛土材料に適さない材質だった。また、漁業協同組合から水質汚濁の発生しない材料へ変更するよう要望があったことから、基礎捨石に変更するもの。



計画内容の変更【施行方法の変更に伴う減額】 ▲0.8億円

○海上施行から一部上陸施工への変更

海上施工のみを想定していたが、現地踏査を踏まえ陸上施工を併用した施工が可能だと判明したため、施工方法を一部変更した。

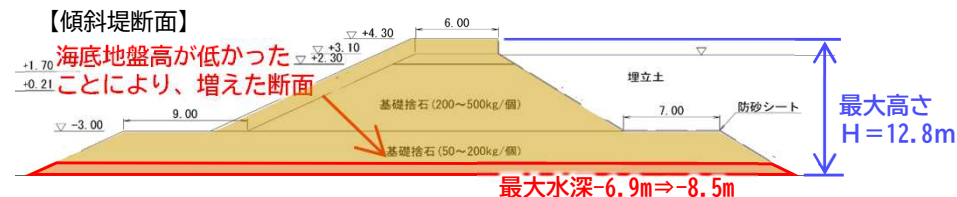


⑥ 仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区廃棄物海面処分場整備事業

計画内容の変更【現場条件の変更に伴う増額】 +17.2億円

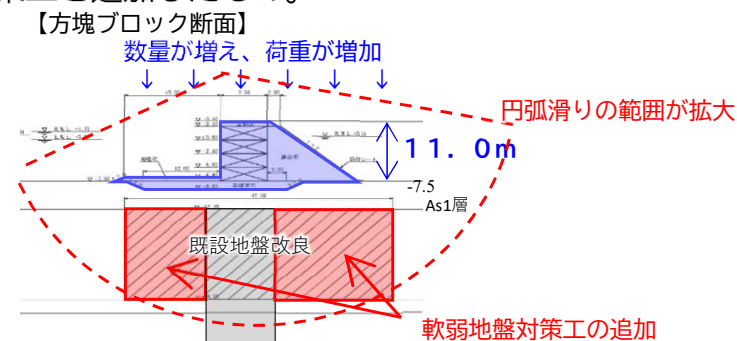
○海底地盤高の変更に伴う護岸断面の変更(+7.7億円)

海底地盤高が当初設計で想定していたよりも低く、所要の性能を確保するため、護岸断面を変更したものの。



○海底地盤高の変更に伴う軟弱地盤対策工の追加(+6.0億円)

海底地盤高が当初設計で想定していたよりも低かったため、基礎工等の数量が増加し、構造物全体の荷重が増加となった。そのため、円弧すべりの最大想定範囲が変更となったため、軟弱地盤対策工を追加したものの。



○既設構造物撤去工の追加(+3.5億円)

現地踏査の結果、不可視部分に既設構造物が点在していることが判明し、施工の支障となることから、既設構造物撤去工を追加したものの。

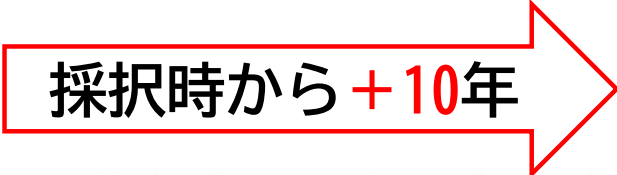


令和8年度公共事業再評価について

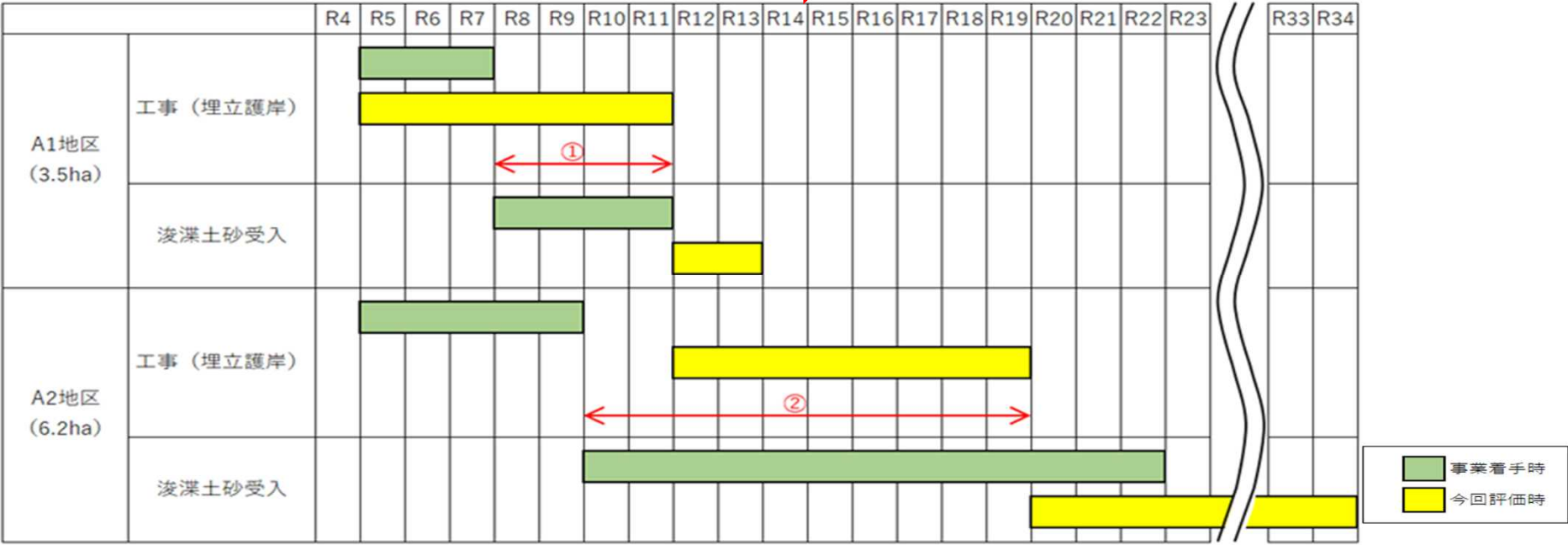
⑥ 仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区廃棄物海面処分場整備事業

(補足)期間延伸の概要

【事業採択時】
令和4年度～令和9年度



【再評価時】
令和4年度～令和19年度



- ①A1地区:R5～R7(3年)→R5～R11年(7年)
- (事業着手前) 1年間通して施工する計画
 - (事業着手後) 漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期（海苔や牡蠣の養殖等）を除き、5月から9月の5か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮したため、工事期間が4年延伸となった。
- ②A2地区:R5～R9(5年)→R12～R19年(8年)
- (事業着手前) A1地区と同時に施工を開始予定とし、1年間通して施工する計画
 - (事業着手後) 作業船（地盤改良船や台船）の確保や施工時の作業船等の錯綜を考慮し、A1工区完了の翌年度の令和12年とした。また、漁業協同組合との協議により、水質汚濁を伴う工事は、漁業活動の時期（海苔や牡蠣の養殖等）を除き、5月から9月の5か月間とするよう要望があったことから、施工可能期間が短縮したため、工事期間が3年延伸となった。

上記2点の理由により、事業完了時期は、令和9年度から10年延期し、令和19年度となるもの。